

医療安全管理指針

1. 医療安全管理に関する基本的考え方

安全安心で高い信頼性の医療サービスを患者及びその家族に提供するために、医療事故防止、医薬品管理及び医療機器管理並びに放射線管理を踏まえた医療に係る安全管理を目指します。

2. 医療安全管理指針の目的

医療安全管理体制の確立や医療安全管理のための具体的方策及び医療事故発生時の対応方法等について、指針を示すことにより、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とします。

3. 医療安全管理委員会及びその他の組織に関する基本的事項

医療安全管理委員会を開催し、医療安全管理に係る体制の確保及び安全性向上に努めます。さらに、医療安全管理委員会及び各専門委員会の支援や組織横断的に院内の医療安全管理を担うため、医療安全管理部門として医療安全管理室を設置します。

4. 安全管理のための職員研修に関する基本的事項

医療安全に関する基本的な考え方や医療安全管理指針を理解し、個々の職員が安全に業務を遂行するための知識の習得、技術の向上を目指すことを目的とし、施設内の全職員を対象とした研修会を開催します。

5. 医療安全確保を目的とした改善のための方策に関する指針

医療安全管理対策部門会で、医療事故の原因究明に係る調査・内容分析及び再発防止対策の検討を行い、安全確保の措置を講じていきます。

6. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した場合は、迅速に患者の救命や回復に全力を尽くし、【医療事故発生時対応マニュアル】等に基づき対応します。

7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

病院医療安全管理指針については、ホームページへ掲載し、患者及び家族並びに利用者が容易に閲覧できるよう配慮します。

8. 患者・家族からの相談対応に関する基本方針

患者・家族の意見、苦情、相談に対しては、部署の職員や地域連携室窓口で対応します。相談窓口対応者は、医療安全管理者と連携を図り、医療安全に係る患者及びその家族等の相談に適切に応じる体制を整備します。